

**租税特別措置法第40条第14項の規定により準用する同条第13項の規定による
特定一般法人から公益目的支出計画に基づき贈与等を受けた場合の届出書
〔記載要領等〕**

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第9項に規定する受贈公益法人等が、同条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた特定一般法人（同条第6項から第14項までの規定により公益法人等とみなされた特定一般法人を含みます。以下同じです。）から、公益目的支出計画に基づき特定贈与等による財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。以下同じです。）について、次に掲げる贈与等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第119条第2項第1号口に掲げる寄附又は支出に該当するものに限り、）を受けた場合において、措置法第40条第14項の規定により準用する同条第13項の規定の適用を受けるとき（当該特定一般法人が同条第9項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限り、）に使用します。

- ・ 他の公益法人等（措置法第40条第1項第1号に掲げる者に限り、）への贈与
- ・ 類似の公益事務をその目的とする公益信託（当該公益信託の受託者が措置法第40条第1項第2号に掲げる者であるものに限り、）への信託財産とするための拠出

《記載要領》

- 1 「提出先」欄には、受贈公益法人等の主たる事務所の所在地（受贈公益法人等が個人である場合は、当該受贈公益法人等の納税地）を所轄する税務署名を記載してください。
- 2 「届出者（受贈公益法人等）」には、特定一般法人から公益目的支出計画に基づき特定贈与等による財産又は代替資産の贈与等を受けた受贈公益法人等の主たる事務所の所在地（受贈公益法人等が個人である場合は、当該受贈公益法人等の納税地）、氏名又は名称等を記載してください。なお、「住所又は所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」のように記載してください。また、「公益信託の名称」欄及び「業種又は職業」欄は、届出者が公益信託の受託者である場合に記載してください（当該公益信託の受託者が個人である場合は、「代表者氏名」欄及び「連絡先氏名」欄の記載は不要です。）。
（注） 上記の公益信託の受託者が個人である場合で、納税地と住所が異なる場合は、欄外に住所を記載してください。
- 3 「特定一般法人が特定贈与等を受けた財産の寄附者」には、特定贈与等をした者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」のように記載してください。
- 4 「承認を受けた財産の明細」には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 5 「特定贈与等を受けた特定一般法人」には、特定贈与等を受けた特定一般法人の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」のように記載してください。
- 6 「届出者が贈与等を受けた財産等の明細」には、受贈公益法人等が特定一般法人から贈与等を受けた財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 7 「その他参考事項」は、その他参考となる事項や贈与等を受けた財産等をやむを得ない事情により贈与等の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に使用開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 8 この届出書は「特定一般法人が特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。
（注） 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 受贈公益法人等が贈与等を受けた財産等の登記事項証明書など特定贈与等を受けた特定一般法人から贈与等により取得したものであることを明らかにする書類
- 2 受贈公益法人等の登記事項証明書等（受贈公益法人等が法人である場合）
- 3 受贈公益法人等が贈与等を受けた財産等をやむを得ない事情により贈与等の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に使用開始することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

（注） 届出者である公益信託の受託者が個人である場合には、届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります（共同受託の場合で、主宰受託者以外の受託者が個人であるときは、当該受託者の本人確認書類の提示又は写しの添付も必要となります。）。